

福津市総合運動公園												単位（円）	
施設区分	利用単位	市内者								市外者		【参考】現行使用料	
		令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		令和9年4月1日以降			
		施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料
野球場	1時間	1,140	2,280	1,160	2,330	1,180	2,370	1,210	2,420	2,420	4,840	1,100	2,200
テニスコート(オムニ)	1時間	250	470	250	470	260	480	260	480	520	960	220	440
テニスコート(クレー)	1時間	240	—	240	—	240	—	240	—	480	—	220	—
弓道場（個人）	1時間	120	120	120	120	120	120	120	120	240	240	110	110
弓道場（専用）	1時間	570	570	580	580	590	590	600	600	1,200	1,200	550	550
多目的グラウンド（全面）	1時間	1,140	—	1,160	—	1,180	—	1,210	—	2,420	—	1,100	—
多目的グラウンド（半面）	1時間	570	—	580	—	590	—	600	—	1,200	—	550	—
アーチェリー場（個人）	1時間	120	—	120	—	120	—	120	—	240	—	110	—
アーチェリー場（専用）	1時間	570	—	580	—	590	—	600	—	1,200	—	550	—

- 備考
- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
 - 2 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。